

美作市森林整備計画

計画期間 自 令和 5年 4月 1日
至 令和15年 3月31日

令和 6年 4月 1日変更

岡山県美作市

令和5年3月31日付けで樹立した美作市森林整備計画（計画期間は令和5年4月1日から令和15年3月31日まで）を、森林法（昭和26年法律第249号）第10条6の規定により次のとおり変更する。

なお、当計画書は、令和6年4月1日から効力を生ずるものとする。

目次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	5
II	森林の整備に関する事項	6
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	6
1	樹種別の立木の標準伐期齢	6
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	6
3	その他必要な事項	8
第2	造林に関する事項	8
1	人工造林に関する事項	8
2	天然更新に関する事項	10
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	12
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	12
5	その他必要な事項	13
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	13
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	13
2	保育の種類別の標準的な方法	14
3	その他必要な事項	15
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	15
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	15
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	17
3	その他必要な事項	19
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	19
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	19
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	19
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	20
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	20
5	その他必要な事項	20
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	20

1	森林施業の共同化の促進に関する方針.....	20
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策.....	20
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項.....	21
4	その他必要な事項.....	21
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項.....	22
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項.....	22
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項.....	23
3	作業路網の整備に関する事項.....	24
4	その他必要な事項.....	25
第8	その他必要な事項.....	25
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項.....	25
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項.....	26
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項.....	26
III	森林の保護に関する事項.....	27
第1	鳥獣害の防止に関する事項.....	27
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法.....	27
2	その他必要な事項.....	28
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項.....	28
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法.....	28
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）.....	29
3	林野火災の予防の方法.....	29
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項.....	29
5	その他必要な事項.....	29
IV	森林の保健機能の増進に関する事項.....	30
1	保健機能森林の区域.....	30
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項.....	30
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項.....	31
4	その他必要な事項.....	32
V	その他森林の整備のために必要な事項.....	32
1	森林経営計画の作成に関する事項.....	32
2	生活環境の整備に関する事項.....	33
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項.....	34
4	森林の総合利用の推進に関する事項.....	34
5	住民参加による森林の整備に関する事項.....	34

6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項.....	34
7	その他必要な事項.....	35

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、平成17年3月31日、勝田町・東栗倉村・大原町・美作町・作東町・英田町の五町一村が合併して誕生しました。

本市は、岡山県の北東部に位置し、北は鳥取県。東は兵庫県に接しております。

市北東部には、岡山県でもっとも標高の高い後山（1,345m）がそびえ、氷ノ山後山那岐山国定公園に指定されている中国山地が広がっております。ほぼ中央には、南北に吉井川の源流である吉野川・梶並川が貫流しています。

本市の面積は、42,929haであり、森林面積は、32,874haで、総面積の76.5%を占めており、林野率は県下8位です。民有林面積は31,755haで、そのうちヒノキを主体とした人工林面積は、14,271haで人工林率は44.9%で、県平均の37.7%に比べ高くなっています。

本市の森林は、スギ、ヒノキの人工林の比率が高いが、木材価格の低迷により、森林所有者が行う森林整備事業の実施が適正な時期に行われておらず、また、高齢化などによる担い手不足もあり、森林整備の立ち遅れた山林が多くなっています。

今後は、スギ、ヒノキの人工林について、適正な時期に間伐等の事業を山林所有者がより多く事業実施するよう、各種補助金の活用や助成制度のPRに努めるほか、森林組合や民間事業者と連絡を密にし、山林所有者のバックアップを行なっていきます。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の主な機能は、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、地球環境保全機能からなる公益的機能及び木材等生産機能に大別される。森林の整備及び保全の目標とする各機能に応じた森林の望ましい姿を、第1表のとおり定める。

第1表 森林の機能として望ましい姿

森林の機能	望ましい姿
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

山地災害防止機能 ／土壤保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、その状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や森林GISの効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣害の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増

加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明山林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化にも配慮する。

また、近年の森林に対する要請を踏まえ、花粉発生源対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した取り組みを推進する。

加えて、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網の整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進する。あわせて、森林の状況を的確に把握するため森林クラウドの効果的な活用を図る。

森林の有するこれらの機能ごとの森林整備及び保全の基本方針を第2表のとおり定める。

第2表 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
<p>水源涵養機能</p>	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や住民のニーズ等に応じ、奥地林等の人工林における針広混交林化など天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
<p>山地災害防止機能 ／土壌保全機能</p>	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や住民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p>

	<p>集落等に近接する山地災害の発生危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>
<p>快適環境形成機能</p>	<p>住民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。</p>
<p>保健・レクリエーション機能</p>	<p>観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、住民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、住民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や住民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>

<p>文化機能</p>	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p> <p>また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
<p>生物多様性保全機能</p>	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。</p> <p>また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。</p>
<p>木材等生産機能</p>	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

3 森林施業の合理化に関する基本方針

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あ

っせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業者への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すものとする。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。

また、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進するものとする。

あわせて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域森林計画に定める立木の標準伐期齢に関する指針に基づき、主要樹種について、平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採期齢及び森林の構成を勘案して、第3表のとおり定める。

第3表 樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹				種	
	ス ギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
美作市	40年	45年	35年	40年	15年	20年

注) 標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

地域森林計画に定める立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針に基づき、次のとおり定める。

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐	<p>皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。</p> <p>皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないよう特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。</p>
択伐	<p>択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあつては40%以下）の伐採とする。</p> <p>択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう適切な伐採率により一定の立木材積を維持する。</p>

なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下のア～キに留意する。

- ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について保残等に努める。
- イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
- ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。
- オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえること。
 また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1（2）で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行う。
- カ 花粉の発生源となるスギ・ヒノキの人工林の伐採・植替え等を促進すること。
- キ 野生鳥獣による森林被害の状況に応じた施業を行うこと。

3 その他必要な事項

特になし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

(1) 人工造林の対象樹種

地域森林計画で定める人工造林の対象樹種に関する指針に基づき、適地適木を旨として、自然条件、樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる樹種を定めるものとする。

苗木の選定にあつては、花粉発生源対策の加速化を図るため、少花粉スギ・ヒノキ苗木を基本とし、低コスト造林に資するコンテナ苗や成長に優れたものの活用に努め、人工造林の対象樹種を第4表のとおり定める。なお、必要に応じて品種を定めるほか、郷土種の選定等森林の生物多様性の保全にも留意する。

また、特定の区域に限って適用すべき人工造林の対象樹種を設定する場合は、林小班を指定し当該区域を表示する。

さらに、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の農林政策部森林政策課とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

第4表 人工造林の対象樹種等

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ類、その他郷土樹種	

(2) 人工造林の標準的な方法

地域森林計画で定める人工造林の標準的な方法に関する指針に基づき、次の事項を定めるものとする。

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

人工造林の造林樹種について、施業の効率性や地位等の自然条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を第5表のとおり定める。

なお、特定の区域に限って適用すべき植栽本数については、備考欄に当該区域を表示する。また、複層林化を図る場合の下層木について、それぞれの地域において定着している複層林施業体系がある場合はそれを踏まえつつ、標準的な植栽本数に下層木

以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽する。

さらに、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の農林政策部森林政策課とも相談の上、適切な植栽本数を植栽する。

第5表 人工造林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	植栽本数（本/ha）	備考
スギ ヒノキ	密仕立て	4,500	
	中仕立て	3,000	
	疎仕立て	2,000	
マツ類	中仕立て	5,000	
その他広葉樹	中仕立て	2,000～3,000	

イ その他人工造林の方法

気象その他の自然条件、既往の造林方法を勘案して地拵えの方法、植栽時期、植付けの方法その他必要な事項について第6表のとおり定める。

また、花粉発生源対策の加速化を図るため、少花粉スギ・ヒノキ苗木の植栽、針広混交林への誘導のほか、伐採とコンテナ苗による造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努める。

第6表 その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とする。なお、急傾斜地等の崩壊の危険性がある箇所については、生木棚積地拵えを行い、林地の保全に努めることとする。
植付けの方法	正方植えを原則とし、植付けは丁寧植えとする。 気候その他の自然条件及び既往の植付け方法を勘案して植付け方法を定めることとする。
植栽の時期	春植えは、3月中旬～5月上旬までに行うことを基本とする。 秋植えは、気候その他の条件を勘案し、苗木の根の成長が鈍化した時期（9月中旬から11月上旬頃）に行う。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

地域森林計画で定める伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林など人工造林によるもので、皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。

また、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年を超えない期間とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用によりの確な更新が図られる森林において行うこととする。

なお、別添の岡山県天然更新完了基準により、森林の的確な更新を図ることとする。

(1) 天然更新の対象樹種

地域森林計画で定める天然更新の対象樹種に関する指針に基づき対象森林に関する自然条件、周辺環境等を勘案し、天然更新の対象樹種（後継樹として更新の対象とする高木性の樹種。以下同じ。）を第7表のとおり定める。

第7表 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	岡山県天然更新完了基準による
ぼう芽による更新が可能な樹種	同上

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

地域森林計画で定める天然更新の標準的な方法に関する指針に基づき、気象その他の自然条件、既往の造林方法等を勘案して、天然更新の対象樹種について、天然更新すべき本数の基準となる期待成立本数を第8表に定めるとともに、天然更新を行う際には、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る。）を更新する。

なお、天然更新した立木の本数に算入すべき立木の高さである草丈については、地域の植生等を勘案して定める。

第8表 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
岡山県天然更新完了基準による	10,000本/ha以上

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

地域森林計画で定める天然更新の標準的な方法に関する指針に基づき、天然更新に当たって、地表処理、刈出し、植込み、芽かきの方法その他天然更新補助作業として必要な事項等について第9表に定めるものとし、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植込みを行う。

- ① 地表処理については、ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。
- ② 刈出しについては、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。
- ③ 植込みについては、天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。

第9表 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	種子の発芽条件、生育条件を改善するために、林床植物の除去とともに、地表に堆積する落葉落枝を攪乱し、A層を表面に露出させ種子の定着及び発育の促進を図るものとする。
刈出し	天然稚幼樹の生育がササ等の下床植生によって阻害される箇所にあつては、稚幼樹の周囲を刈り払い稚幼樹の成長の促進を図るものとする。
植込み	植栽後に獣害又は気象害等により、植栽した苗木が枯損した場合等に、その空間を埋めるために植栽を行う作業。
芽かき	ぼう芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じてぼう芽の翌年に1回目を行い、地際に近く風上側の強い芽を1株当たり4～5本残すようにする。4年目に2回目の芽かきを行い、1株当たり2～3本とする。

ウ その他天然更新の方法

地域森林計画で定める天然更新の標準的な方法に関する指針に基づき、伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法を定めるとともに、更新すべき立木の本数に満たない

場合には天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図る。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

地域森林計画で定める伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

地域森林計画で定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針」に基づき、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」(平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知)に示す設定例を基本に、その基準を定める。具体的には同通知の(解説編)の3の3-2の4における設定例(現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種は存在しない森林)を基本とする。

ただし、IVの1の保健機能森林の区域内の森林であって森林保健施設の設置が見込まれるものは除くものとする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備考
該当なし	

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数の基準として、天然更新の対象樹種の立木が5年の時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数を定めるとともに、当該対象樹種のうち周知周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものについて、その本数に10分の3を乗

じた本数以上の本数を成立させる。

- 5 その他必要な事項
特になし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

地域森林計画で定める間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針に基づき、間伐は、森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、地域における既往の間伐の方法を勘案して、適正な林分構成が維持され、根などの発達が促されるよう、間伐を実施すべき標準的な林齢として間伐の回数、その実施時期及び間隔とともに、間伐率等について、第10表に定める。

なお、間伐の間隔は下表によらない場合、標準伐期齢に達しない森林については10年、標準伐期齢以上の森林については15年を限度とする。

また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努める。

第10表 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)				標準的な方法
			初回	2回目	3回目	4回目	
スギ	小径材	3,000	14	17	21	25	【選木方法】 1,2回目は形質不良木を中心に3回目以降は形質不良木とともに成長の良い優勢木も選木の対象とする。 【間伐量】 中国地方林分密度管理図による。 【間伐率】
	一般材		17	21	26	31	
	大径材		19	26	35	—	

ヒノキ	小径材	3,000	17	22	27	32	材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲とする。
	一般材		21	26	31	37	
	大径材		21	28	37	—	

注) 上表は、スギ・ヒノキとも小径材生産を目標とするものは地位上、そのほかは地位中の林分での参考年数を示す。

2 保育の種類別の標準的な方法

地域森林計画で定める保育の標準的な方法に関する指針に基づき、第11表に定める。

下刈りについては、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じた適切な時期に、適切な作業方法により行う。また、その実施時期については、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断する。

第11表 保育の作業種別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数															
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
下刈り	スギ	△	①	①	①	△	△										
	ヒノキ	△	①	①	①	△	△	△	△								
つる切り	スギ								←△→		←△→						
	ヒノキ									←△→							
除伐	スギ								←△→		←△→		←△→				
	ヒノキ									←△→		←△→		←△→			

保育の種類	標準的な方法	備考
下刈り	植栽木が下草より抜け出るまで行う。 実施時期は、6～8月頃を目安とする。	

つる切り	下刈り後、つるの繁茂の状況に応じて行う。 実施時期は、6月～8月頃を目安とする。	
除 伐	造林木の成長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形成不良木を除去する。実施時期は8～10月頃を目安とする。	

注) ○印：通常予想される実行標準、○内の数字は回数、△印は必要に応じて行う実行標準

3 その他必要な事項 特になし

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法について、次のとおり定める。

(1) 水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養^{かん}機能が高い森林など「水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」を第12表により定める。

イ 施業の方法

施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。公益的機能別施業森林の区域で設定する施業の方法として、「伐期の延長を推進すべき森林」とする。森林の区域については、第13表により定める。

なお、該当区画において森林経営計画が策定された森林の主伐の伐期齢の下限については、樹種及び地域ごとに第3表の標準伐期齢に10年を加えた林齢とする。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又保健文化の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養^{かん}機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①～③の森林など、「土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林」を第12表により定める。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図る森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能／土壌保全機能の高い森林等。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

飛砂防備保安林、防風保安林、潮害防備保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や、国民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林等。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様保全機能が高い森林等。

イ 施業の方法

施業の方法として、アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を、アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を、アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を推進する。

また、アの①から③までに掲げる森林については、原則として「複層林施業を推進すべき森林」として定めることとしつつ、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については「択伐による複層林施業を推進すべき森林」として定める。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、「長伐期施業を推進すべき森林」として定める。

なお、長伐期施業を推進すべき森林区域において森林経営計画が策定された森林の主伐の伐期齢の下限については、樹種及び地域ごとに第3表の標準伐期齢のおおむね2倍以上とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。それぞれの森林の区域については第13表により定める。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」を第12表により定める。

また、木材生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として、必要に応じて定めるものとする。この際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生するおそれのある森林を対象としないよう十分に留意するものとする。

さらに、区域内において1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めるとともに、森林の区域については、林班、小班により示し特定できるようにする。

(2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育、間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行う（アカマツの天然下種更新を行う森林などは除く）。

第12表 区域の設定

	森林の区域	面積(ha)
水源の涵養 ^{かん} の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	下記以外の対象森林以外の森林	29,758.24

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別紙 1 に記載	1,854.93
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	—
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	勝田 4 7 林班ホ、ヲ	59.56
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	大原 2 8 林班イ 大原 2 9 林班ハ 大原 3 0 林班イの一部、ニ 美作 3 3 林班イの一部 美作 3 8 林班ホ 英田 9 3 林班イ、ロ、ハの一部 英田 9 4 林班イ、ロの一部	82.61
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	英田 9 3 林班イ、ロ、ハの一部 英田 9 4 林班イ、ロの一部	45.73

※ 上記の森林の区域の記載については、付属資料の市町村森林整備計画概要図に図示することをもって代えることができる。

第 1 3 表 区域の設定

施業の方法	森林の区域	面積(ha)
伐期の延長を推進すべき森林	水源の涵養 ^{かん} の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	29,758.24
長伐期施業を推進すべき森林	該当なし	—

複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	別紙1に記載	1,854.93
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	—
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		勝田47林班ホ、ヲ	59.56

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

特になし

(2) その他

特になし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林所有者の多くが5ヘクタール以下の小規模所有形態となっているが、一方で経営意欲のある森林所有者が多く存在し、今後、森林施業をより一層計画的、組織的に行う必要がある。また、森林所有者による経営が望めない森林については、森林組合や林業事業体、経営意欲のある森林所有者との森林施業の集約化による経営規模の拡大を促していく。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知を始めとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び、助言・あっせんなどを推進する。意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業体への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指す。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、自治体と林業経営者を情報通信

回線で結ぶ森林クラウドの運用を通じて森林情報の精度向上を図る。あわせて、航空レーザ測量等により整備した森林資源情報を活用し、面的な集約化を進める。このほか、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受委託に係る森林については、面的なまとまりを持った施業の実施に努める。また、森林経営の受託に当たっては、当該森林の立木竹の育成ができるものとし、当面の施業を必要としない森林に対する保護を含めるとともに、経営を委託する森林所有者の意向を十分に確認しながら行うものとする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合や民間事業体に施業の委託を行うなどにより、森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得したうえで、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実地権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市による森林経営管理を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

5 その他必要な事項

特になし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

当市の森林面積の大部分を占める林家等の森林所有者は5ha未満の小規模所有者であり森林施業を計画的、効率的に行うため、林業労働力の担い手である森林組合等林業事業体への施業委託の推進し、資本の整備や執行体制の強化及び作業班の強化等事業実施体制の整備を図ることとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

小規模な森林所有者が多い当市では、林家個人で伐採、造林、保育及び間伐等を計画的に実施し、良質材の生産を目指すことは困難であるため、施業の共同化を促進し、合理的な林業経営を推進する必要がある。

そのため別紙2に掲げた森林施業共同化重点的实施地区において、施業実施協定の締結を促進し、造林、保育及び間伐等の森林施業を森林組合等林業事業体に委託することにより、計画的な森林施業を図ることとする。

市は、間伐等を行った施業地を間伐展示林などにし、森林管理の重要性を認識させ、また、森林経営計画変更時には説明会等を開催し、また、不在村所有者には、市と協力して森林組合等林業事業体からダイレクトメールを発送して、可能な限り森林施業実施協定への参画の拡大を図る。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同して森林施業を実施する場合には、森林施業の共同化を効率的に促進するため、1及び2との整合を図りつつ、次の事項に留意すること。

(イ) 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設定及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくこと。

(ロ) 共同施業実施者は、共同で実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等、共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明記しておくこと。

(ハ) 共同施業実施者がイ又はロにより明確にした事項につき遵守しないことにより他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同実施の有効性を担保するための措置について明記しておくこと。

森林所有者が共同で森林経営計画を作成する場合には、次の事項に留意して作成することとする。

ア 森林施業を共同で作成する者（以下「共同作業者」という。）全員により各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成して代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心とした施業は可能な限り共同で又は、森林組合等林業事業体への委託により実施すること。

イ 作業路網その他の施設の維持運営は共同作成者の共同により実施すること。

ウ 共同作成者の一部が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同作成者に不利益を被らせることがないように、予め個々の共同作成者が果たすべき責務を明らかにすること。

エ 共同作成者の合意のもと、施業実施協定の締結に努めること。

4 その他必要な事項

民有林と国有林の隣接した箇所においては、民有林と国有林で連携して森林整備を行う「森林共同施業団地」の設定や、林産物の安定供給システムによる販売を推進し、

国有林と民有林の共同による効率的な森林施業や林産物の安定供給体制の構築を図ることとする。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

地域森林計画を踏まえ、効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について第14-1表に記載する。

なお、路網密度の水準については、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

また、地形傾斜に応じた搬出方法や路網と高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システムの考え方について第14-2表に記載する。

第14-1表 路網密度の水準

区 分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合 計
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系 作業システム	35 ~ 50	65 ~ 200	100 ~ 250
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系 作業システム	25 ~ 40	50 ~ 160	75 ~ 200
	架線系 作業システム		0 ~ 35	25 ~ 75
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系 作業システム	15 ~ 25	45 ~ 125	60 ~ 150
	架線系 作業システム		0 ~ 25	15 ~ 50
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	5 ~ 15	—	5 ~ 15

第14-2表 作業システムの考え方

区 分	作業システム	最大到達距離 (m)		作業システム			
		基幹路網	細部路網	伐採	木寄せ 集材	枝払い 玉切り	運搬
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系	150 ~ 200	30 ~ 75	ハーベスタ	グラブ (ウインチ)	プロセッサ	フォワーダ トラック

中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系	200	40 ~100	ハーベスタ チェンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系	~300	100 ~300	チェンソー	スイングヤーダ (タローヤーダ)	プロセッサ	フォワーダ トラック
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系	300	50 ~125	チェンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系	~500	150 ~500	チェンソー	スイングヤーダ タローヤーダ	プロセッサ	フォワーダ トラック
急峻地 (35° ~)	架線系	500 ~1500	500 ~1500	チェンソー	タローヤーダ	プロセッサ	トラック

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)を第15表に設定する。

第15表 路網整備等推進区域

路網整備等推進区域	面積(ha)	開設予定路線	開設予定延長(m)	対図番号	備考
旧勝田町	4	津谷6号線	600m		
〃	3	大熊谷線	300m		
〃	3	高畑線	300m		
〃	8	向ノ鳴線	2,500m		
〃	5	金原東線	800m		
〃	5	藤波奥線	1,500m		
旧大原町	11	ヨナ谷線	300m		
〃	5	水木線	400m		
〃	11	小谷影線	400m		
〃	26	大喰蛇線	500m		
旧東栗倉村	5	大途線	300m		
〃	15	ホソ途線	600m		
〃	20	増谷線	500m		
〃	3	大角線	500m		

旧美作町	5	五郎谷線	400m		
〃	6	六百日向線	1,400m		
旧作東町	5	日平線	700m		
〃	5	休所線	800m		
〃	7	峠谷線	1,000m		
〃	4	海田線	800m		
〃	4	奥の谷線	600m		
〃	8	惣連田線	900m		
〃	5	堀田線	600m		
旧英田町	5	上山線	1,000m		
〃	10	作谷線	1,000m		

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月24日22林整第602号林野庁長官通知）を基本として、県が定める岡山県林業専用道作設指針（平成24年4月2日治第1号）に則り開設する。

イ 基幹路網の整備計画

当市に関する基幹路網について、地域森林計画に記載されている林道の開設・拡張に関する計画に基づき第16表に示す。

なお、基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進する。

第16表 基幹路網の開設・拡張に関する計画

別紙3に記載

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管

理する。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設にかかる留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整第656号林野庁長官通知）を基本として、県が定める森林作業道作設指針（平成23年4月28日治第69号）に則り開設する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理する。

4 その他必要な事項

1から3までのほか、山土場、機械の保管庫、土捨場等木材の合理的な搬出を行うために必要な施設その他森林の整備のために必要な施設の状況を表17に示す。

第17表 森林整備施設の状況

施設の種類	位置	規模	対図番号	番号
該当なし				

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保については、就業相談会の開催、就業体験等の実施及び技能・技術の習得のための計画的な研修の実施等による林業就業者のキャリア形成支援、人材育成を促進するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者のすそ野の拡大、女性等様々な人材の活躍・定着等に取り組む。

並びに森林組合等の林業事業体における雇用関係の明確化及び雇用の安定化による他産業並みの労働条件の確保等雇用管理の改善並びに事業量の安定的確保、合併・協業化及び生産性の向上等による事業の合理化を一体的・総合的に促進するとともに、その支援体制の整備に努めるものとする。

また、経営方針を明確化し、林業経営基盤を強化することにより、地域の林業の担い手となり得る林業経営体及び林業事業体を育成するとともに、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組む。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

高性能林業機械等の導入及びその効率的な利用を確保するため、リースやレンタルの活用、林業機械の共同利用など、林業機械の利用体制の整備について積極的に取り組むものとする。

林業機械の導入に当たっては、集材等の効率化を図るための路網密度の水準を参考とした低コストで効率的な作業システムに対応すること。なお、高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標を第18表に示す。

第18表 高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状 (参考)	将来
伐倒 造材	吉井川流域 (0° ~ 30°) 緩傾斜地	チェーンソー チェーンソー 林内作業車 集材機	チェーンソー プロセッサ・ハーベスタ フォワーダ 小型タワーヤーダ
	吉井川流域 (30° ~) 急傾斜地	チェーンソー チェーンソー 林内作業車 集材機	チェーンソー プロセッサ・ハーベスタ フォワーダ 小型タワーヤーダ
造林 保育等	地拵、下刈	チェーンソー 刈払機	チェーンソー 刈払機
	枝 打	自動枝打機 動力枝打機	自動枝打機 動力枝打機

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

当市における素材の生産流通・加工については、多くの森林が用材林齢に達しているものの、製材所も少なく、流通も市場などは市外に依存している。このため、林産物の利用促進のために必要な施設の整備は計画していない。

また、木材関連事業者の取り扱う木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成28年法律第48号)に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を推進する。

第19表 林産物の生産(特用林産物)・流通・加工販売施設の整備計画

施設の種類	現状 (参考)	計	画	備 考
-------	---------	---	---	-----

	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
該当なし							

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を第20表に定めるものとする。

(2) 鳥獣害の防止の方法

対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせて推進する。

対象鳥獣がニホンジカの場合にあっては、その被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進する。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては鳥獣施策や農業被害対策等と連携・調整するものとする。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等。

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施。

第20表 区域の設定

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積(ha)
ニホンジカ	旧勝田町 21～23、25～28、30、31、33	9672.07

旧大原町 1～16、70～72、79、80 旧東栗倉村 3～5、7～24、29～31、33～37 旧美作町 16～21、32～42、44～49、54～60、68、69、79～105 旧作東町 17、22～42、44～48、68～70、78、80、81、88～98、103～107、109、156、159、160 旧英田町 81～87、89～100、102	
--	--

2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況の確認は現地調査や各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等により行う。

また、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図る。

さらに、市内の国有林においては、岡山森林管理署と連携し、効率的なニホンジカ等捕獲に努める。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努める。

特に、松くい虫による被害については、被害抑制のための健全な松林の整備と防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動等の一層の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図る。

なお、抵抗性を有するマツの転換に当たっては、気候、土壌等の自然的条件に適合したものを導入する。

また、ナラ枯れ被害についても、被害監視から防除実行までの地域の体制づくり、新たな技術の導入も含めた適切な防除を推進するとともに、里山等における広葉樹林の整備を通じた被害の未然防止を図る。

なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う。

(2) その他

(1)のほか、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、地元行政機関、森林組合等林業事業者、森林所有者等の連携による被害対策や被害監視から防除実行までの地域の体制づくりに努める。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

第1の1の(1)において定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、森林被害のモニタリングを推進し、その結果を踏まえて、捕獲や地元行政機関、森林組合等林業事業者及び森林所有者等が協力して計画的に行う防護柵の設置等広域的な防除活動等を総合的かつ効果的に推進する。

また、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交の育成複層林の整備、野生鳥獣と地域住民の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進する。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れの目的は、森林法第21条第2項各号に掲げる目的のいずれかに該当する場合のみ許可することとし、火入地の周囲に防火帯（幅5m以上）を設け、火入地の現状、気象状況を考慮した上で、周囲に延焼しないよう十分注意するよう指導を行う。

また、火入れ中に風勢等によって周囲に延焼するおそれがあると認められるとき、又は強風注意報、乾燥注意報、火災警報が発令されたときは、速やかに消火を行うよう指導する。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

風害、病虫害等の被害を受けているもの又は被害を受けやすいものであって、森林の健全性の維持の観点から伐採して更新を図ることが望ましい森林について、第21表に示す。

第21表 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

森林の区域	備考
該当なし	

(2) その他

ア 森林の巡視に当たっては、保安林、制限林の保護及び違反行為の防止、林野火災の防止及び森林病虫害の早期発見に努めることとし、林野火災の発生しやすい時期には重点的に巡視を行うものとする。

イ 他法令に基づく林業関係以外の計画が当該森林計画の対象とする森林の区域内を対象とする場合は、当計画と十分に調整を図る。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

地域森林計画に定める保健機能森林の区域の基準に基づき、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能が高い森林であって、森林施業と森林保健施設の整備を一体的に行うことが適当と認められるものを定めるものとし、区域の設定に当たっては、森林所有者の意向、地域の実情、利用者の動向、森林施業の担い手となる森林組合等林業事業体の存在等を勘案する。

当該保健機能森林の区域は、字及び地番並びに林班及び小班によりを第22表に示す。

第22表 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
勝田地区 真殿	47 林班 ホ, ヲ	59.56	56.74	0.50	0.00	0.00	2.32	

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

地域森林計画で定める保健機能森林の区域内における森林の施業の方法に関する指針に基づき、択伐による複層林施業、特定広葉樹の育成を行う施業等の皆伐以外の

方法を原則とし、優れた風致・景観の維持、裸地化の回避による森林の有する公益的機能の維持増進等を旨として定めるものとし、造林、保育、伐採その他の施業に区分し、それぞれの望ましい施業の方法、施業を実施する上での留意事項について第23表に定める。

第23表 造林、保育、伐採その他施業の方法

施業の区分	施業の方法
造 林	伐採後は速やかに植栽又は更新作業を行うものとし、2年以内に更新を完了するものとする。 植栽する場合は、景観を維持・向上するケヤキ類、サクラ類、カエデ類を中心とした広葉樹を植栽することとし、できるだけ多様な樹種構成となるよう配慮する。
保 育	天然林においては、広葉樹育成を推進すべき森林の保育の方法に従い行う。
伐 採	伐採は、保健機能の増進を図るために行うものに限定し、原則として間伐又は択伐とする。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

地域森林計画に定める保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針に基づき、森林の有する保健機能以外の諸機能の確保に留意しつつ、当該保健機能森林の状況や利用の見通し、周辺地域の既存の施設との連携、調和の観点から、整備することが望ましいと考えられる主な森林保健施設、対象森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐採齢に達したときに期待される樹高（既に標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高）をいう。）、当該森林保健施設の維持及び運営に当たっての留意事項等について第24、25表に定める。

第24表 森林保健施設の整備

主な森林保安施設	留 意 事 項	
	整備及び維持運営	立木の期待平均樹高
該当なし		

(2) 立木の期待平均樹高

第25表 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高 (m)	備考
該当なし		

- 4 その他必要な事項
特になし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画する。

- ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後植栽
- イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- ウ IIの第5の3の森林の施業又は経営の委託等を実施する上での留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上での留意すべき事項
- エ IIIの森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公表された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

(2) 森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域

路網整備の状況、その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出等を一体として効率的に行うことができると認められる区域を次のとおり定める。

区域名	林班	区域面積 (ha)
美作1	旧美作1～17、19～25、49～50、98～99、103～118	1919.14
美作2	旧美作18、26～48、51～77	2657.44
美作3	旧美作78～97、100～102	1045.20

勝田 1	旧勝田町 1 4 ~ 4 5	1707. 32
勝田 2	旧勝田 4 6 ~ 8 3	2050. 90
勝田 3	旧勝田 1 ~ 1 3、8 4 ~ 9 4	1320. 82
勝田 4	旧勝田 9 5 ~ 1 2 4	1440. 10
作東 1	旧作東 1 ~ 2 4、4 8 ~ 6 7、7 5	2132. 79
作東 2	旧作東 2 5 ~ 4 7、6 8 ~ 7 4、7 6 ~ 1 1 0、1 1 6 ~ 1 2 1	3435. 59
作東 3	旧作東 1 1 1 ~ 1 1 5、1 2 2 ~ 1 6 4	2362. 14
大原 1	旧大原 1 ~ 7、1 6 ~ 3 6	1343. 78
大原 2	旧大原 8 ~ 1 5、3 7 ~ 4 6、7 7 ~ 8 1	1156. 90
大原 3	旧大原 4 7 ~ 7 6	1602. 40
英田 1	旧英田 4 8 ~ 5 0、6 8 ~ 1 0 2	1914. 41
英田 2	旧英田 1 ~ 4 7、5 1 ~ 6 7、1 0 3	3283. 89
東栗倉 1	旧東栗倉 2 9 ~ 4 5	931. 23
東栗倉 2	旧東栗倉 1 ~ 2 8	1451. 29

2 生活環境の整備に関する事項
該当なし

第 2 6 表 生活環境施設の整備計画

施設の種類	位 置	規 模	対函番号	番 号
該当なし				

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし

4 森林の総合利用の推進に関する事項

里山は、かつて薪や炭、農業などの暮らしに関わりながら機能が保たれてきた。

しかしながら、木材価格の低迷、所有者の高齢化などの要因が相まって手入れの立ち遅れにより、暗い森林が増えている。

こうした森林を適切に維持していくためには、施設整備、木材利用促進はもとより継続的な手入れのための施策が重要となる。

里山の整備は、環境保全、生態系の維持、災害防止、良好な景観等々の好循環を創り出すものとなる。

このため、森林の総合利用施設の整備計画を第27表に示す。

第27表 森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現 状 (参考)		将 来		対図番号
	位置	規模	位置	規模	
美しい里山公園	美作市 林野 他	区域面積 A=500ha 遊歩道 展望広場 林間広場 東屋	美作市 林野 他	区域面積 A=500ha 遊歩道 展望広場 林間広場 東屋	

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

該当なし

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

該当なし

(3) その他

該当なし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

経営管理権が設定された森林のうち、計画期間内に市町村森林経営管理事業により森林整備を推進することが適当な森林の区域、作業種及び面積を第28表に示す。

第28表 計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備考
該当なし			

7 その他必要な事項

盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき、都道府県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。

美作市森林整備計画
(別紙)

計画期間 自 令和 5年 4月 1日
至 令和15年 3月31日

令和 6年 4月 1日変更

岡山県美作市

別紙1

市町村	旧市町村	林班	小班	林小班
美作市	勝田町	61	ト	61トの一部
美作市	勝田町	71	ホ	71ホ
美作市	勝田町	72	ロ	72ロ
美作市	勝田町	74	ハ	74ハ
美作市	勝田町	74	ロ	74ロ
美作市	勝田町	1	ト	1ト
美作市	勝田町	1	又	1又
美作市	勝田町	1	へ	1へ
美作市	勝田町	1	リ	1リ
美作市	勝田町	1	ワ	1ワ
美作市	勝田町	2	ト	2ト
美作市	勝田町	2	ハ	2ハ
美作市	勝田町	2	ロ	2ロ
美作市	勝田町	7	オ	7オ
美作市	勝田町	7	ト	7ト
美作市	勝田町	7	ワ	7ワ
美作市	勝田町	8	チ	8チ
美作市	勝田町	8	ト	8ト
美作市	勝田町	8	又	8又
美作市	勝田町	8	リ	8リ
美作市	勝田町	8	ロ	8ロ
美作市	勝田町	9	イ	9イ
美作市	勝田町	9	ト	9ト
美作市	勝田町	9	ニ	9ニの一部
美作市	勝田町	9	又	9又
美作市	勝田町	9	ハ	9ハ
美作市	勝田町	9	へ	9へ
美作市	勝田町	9	ホ	9ホ
美作市	勝田町	9	リ	9リの一部
美作市	勝田町	9	ロ	9ロ
美作市	勝田町	21	又	21又の一部
美作市	勝田町	23	チ	23チ
美作市	勝田町	23	ニ	23ニ
美作市	勝田町	23	又	23又
美作市	勝田町	23	ホ	23ホ
美作市	勝田町	23	リ	23リ
美作市	勝田町	23	ル	23ル
美作市	勝田町	28	イ	28イの一部
美作市	勝田町	39	ニ	39ニ
美作市	勝田町	55	チ	55チ
美作市	勝田町	55	リ	55リ
美作市	勝田町	56	ト	56ト
美作市	勝田町	56	ニ	56ニの一部
美作市	勝田町	56	ハ	56ハ
美作市	勝田町	56	ホ	56ホの一部
美作市	勝田町	56	リ	56リ
美作市	勝田町	59	ハ	59ハ
美作市	勝田町	60	イ	60イ
美作市	勝田町	64	イ	64イ
美作市	勝田町	64	ロ	64ロの一部

市町村	旧市町村	林班	小班	林小班
美作市	勝田町	65	へ	65へ
美作市	勝田町	67	ハ	67ハ
美作市	勝田町	68	イ	68イの一部
美作市	勝田町	73	ニ	73ニ
美作市	勝田町	73	ハ	73ハ
美作市	勝田町	75	ト	75ト
美作市	勝田町	75	へ	75へ
美作市	勝田町	75	ホ	75ホ
美作市	勝田町	82	イ	82イ
美作市	勝田町	82	ロ	82ロ
美作市	勝田町	83	ニ	83ニ
美作市	勝田町	83	ホ	83ホの一部
美作市	勝田町	83	ロ	83ロ
美作市	勝田町	85	ト	85ト
美作市	勝田町	86	イ	86イ
美作市	勝田町	86	ロ	86ロ
美作市	勝田町	88	イ	88イの一部
美作市	勝田町	88	ロ	88ロの一部
美作市	勝田町	90	ニ	90ニ
美作市	勝田町	90	ハ	90ハ
美作市	勝田町	90	ホ	90ホ
美作市	勝田町	91	へ	91へ
美作市	勝田町	91	ロ	91ロ
美作市	勝田町	92	イ	92イ
美作市	勝田町	92	へ	92へ
美作市	勝田町	94	イ	94イ
美作市	勝田町	94	ニ	94ニ
美作市	勝田町	94	ハ	94ハ
美作市	勝田町	94	ロ	94ロの一部
美作市	勝田町	95	イ	95イ
美作市	勝田町	95	ニ	95ニ
美作市	勝田町	95	ハ	95ハ
美作市	勝田町	95	ホ	95ホの一部
美作市	勝田町	95	ロ	95ロ
美作市	勝田町	96	イ	96イの一部
美作市	勝田町	97	イ	97イ
美作市	勝田町	97	ロ	97ロ
美作市	勝田町	98	ニ	98ニの一部
美作市	勝田町	98	ハ	98ハ
美作市	勝田町	98	ホ	98ホ
美作市	勝田町	101	ハ	101ハ
美作市	勝田町	101	ロ	101ロ
美作市	勝田町	102	イ	102イ
美作市	勝田町	102	ハ	102ハ
美作市	勝田町	102	ロ	102ロの一部
美作市	勝田町	103	ハ	103ハの一部
美作市	勝田町	106	ロ	106ロの一部
美作市	勝田町	118	ハ	118ハの一部
美作市	勝田町	120	ニ	120ニの一部
美作市	勝田町	120	ハ	120ハ
美作市	勝田町	120	ホ	120ホ
美作市	勝田町	122	イ	122イ

市町村	旧市町村	林班	小班	林小班
美作市	勝田町	122	ニ	122ニ
美作市	勝田町	122	ハ	122ハ
美作市	勝田町	122	ロ	122ロの一部
美作市	勝田町	123	イ	123イ
美作市	大原町	8	ホ	8ホ
美作市	大原町	10	イ	10イ
美作市	大原町	14	ニ	14ニの一部
美作市	大原町	18	ホ	18ホ
美作市	大原町	20	ロ	20ロ
美作市	大原町	23	ニ	23ニ
美作市	大原町	23	ハ	23ハ
美作市	大原町	27	イ	27イ
美作市	大原町	27	ロ	27ロ
美作市	大原町	31	イ	31イの一部
美作市	大原町	31	ロ	31ロの一部
美作市	大原町	32	イ	32イ
美作市	大原町	32	ロ	32ロ
美作市	大原町	33	ニ	33ニ
美作市	大原町	33	ホ	33ホの一部
美作市	大原町	34	イ	34イ
美作市	大原町	36	ハ	36ハ
美作市	大原町	36	ロ	36ロの一部
美作市	大原町	37	イ	37イの一部
美作市	大原町	37	ニ	37ニ
美作市	大原町	37	ハ	37ハ
美作市	大原町	37	ロ	37ロ
美作市	大原町	38	ロ	38ロ
美作市	大原町	40	ハ	40ハ
美作市	大原町	40	ロ	40ロの一部
美作市	大原町	46	ニ	46ニの一部
美作市	大原町	46	ハ	46ハ
美作市	大原町	46	ホ	46ホ
美作市	大原町	46	ロ	46ロ
美作市	大原町	48	イ	48イ
美作市	大原町	48	ロ	48ロ
美作市	大原町	49	イ	49イの一部
美作市	大原町	49	ロ	49ロ
美作市	大原町	50	イ	50イ
美作市	大原町	50	ニ	50ニ
美作市	大原町	50	ハ	50ハの一部
美作市	大原町	50	ロ	50ロ
美作市	大原町	51	ニ	51ニ
美作市	大原町	51	ハ	51ハの一部
美作市	大原町	51	ロ	51ロ
美作市	大原町	53	へ	53への一部
美作市	大原町	54	ロ	54ロの一部
美作市	大原町	56	ニ	56ニ
美作市	大原町	56	ハ	56ハ
美作市	大原町	58	ロ	58ロ
美作市	大原町	59	ロ	59ロ
美作市	大原町	62	イ	62イ
美作市	大原町	62	ハ	62ハの一部

市町村	旧市町村	林班	小班	林小班
美作市	大原町	62	ロ	62ロの一部
美作市	大原町	63	イ	63イ
美作市	大原町	63	ハ	63ハ
美作市	大原町	75	ニ	75ニの一部
美作市	東粟倉村	1	イ	1イの一部
美作市	東粟倉村	1	ニ	1ニ
美作市	東粟倉村	1	ハ	1ハ
美作市	東粟倉村	2	ニ	2ニ
美作市	東粟倉村	2	ヘ	2ヘの一部
美作市	東粟倉村	2	ホ	2ホの一部
美作市	東粟倉村	5	イ	5イ
美作市	東粟倉村	5	ニ	5ニ
美作市	東粟倉村	5	ハ	5ハ
美作市	東粟倉村	5	ホ	5ホ
美作市	東粟倉村	6	イ	6イ
美作市	東粟倉村	6	ニ	6ニ
美作市	東粟倉村	6	ホ	6ホ
美作市	東粟倉村	7	ホ	7ホ
美作市	東粟倉村	8	イ	8イ
美作市	東粟倉村	14	ト	14ト
美作市	東粟倉村	21	ホ	21ホ
美作市	東粟倉村	33	ニ	33ニ
美作市	東粟倉村	33	ハ	33ハ
美作市	東粟倉村	35	ニ	35ニの一部
美作市	東粟倉村	35	ホ	35ホの一部
美作市	東粟倉村	37	ニ	37ニの一部
美作市	東粟倉村	37	ハ	37ハ
美作市	東粟倉村	37	ホ	37ホの一部
美作市	東粟倉村	42	イ	42イ
美作市	東粟倉村	42	ロ	42ロ
美作市	美作町	9	チ	9チの一部
美作市	美作町	9	ト	9トの一部
美作市	美作町	9	ハ	9ハ
美作市	美作町	9	ヘ	9ヘ
美作市	美作町	9	ホ	9ホ
美作市	美作町	9	ロ	9ロ
美作市	美作町	10	チ	10チ
美作市	美作町	10	ト	10トの一部
美作市	美作町	10	ヘ	10ヘ
美作市	美作町	10	ホ	10ホ
美作市	美作町	11	イ	11イ
美作市	美作町	11	ニ	11ニ
美作市	美作町	11	ヘ	11ヘ
美作市	美作町	11	ホ	11ホ
美作市	美作町	12	ヘ	12ヘ
美作市	美作町	13	ヘ	13ヘ
美作市	美作町	13	ホ	13ホ
美作市	美作町	17	イ	17イ
美作市	美作町	18	チ	18チ
美作市	美作町	18	ト	18ト
美作市	美作町	18	ニ	18ニ
美作市	美作町	18	ハ	18ハ

市町村	旧市町村	林班	小班	林小班
美作市	美作町	18	へ	18への一部
美作市	美作町	18	ホ	18ホ
美作市	美作町	18	ロ	18ロ
美作市	美作町	24	ハ	24ハ
美作市	美作町	26	ハ	26ハ
美作市	美作町	27	ホ	27ホ
美作市	美作町	28	イ	28イ
美作市	美作町	33	ニ	33ニ
美作市	美作町	35	ニ	35ニ
美作市	美作町	35	ホ	35ホ
美作市	美作町	36	ニ	36ニの一部
美作市	美作町	36	ホ	36ホ
美作市	美作町	37	イ	37イ
美作市	美作町	37	ニ	37ニの一部
美作市	美作町	37	ハ	37ハの一部
美作市	美作町	37	ホ	37ホ
美作市	美作町	38	イ	38イの一部
美作市	美作町	38	ロ	38ロ
美作市	美作町	39	イ	39イ
美作市	美作町	39	ニ	39ニ
美作市	美作町	39	ロ	39ロ
美作市	美作町	40	ニ	40ニの一部
美作市	美作町	40	ハ	40ハ
美作市	美作町	41	イ	41イ
美作市	美作町	41	ニ	41ニ
美作市	美作町	41	ハ	41ハの一部
美作市	美作町	41	ロ	41ロの一部
美作市	美作町	42	ニ	42ニ
美作市	美作町	43	ホ	43ホ
美作市	美作町	44	ホ	44ホ
美作市	美作町	45	イ	45イ
美作市	美作町	45	ニ	45ニの一部
美作市	美作町	45	ハ	45ハ
美作市	美作町	45	ロ	45ロ
美作市	美作町	46	ニ	46ニの一部
美作市	美作町	46	ハ	46ハの一部
美作市	美作町	46	ホ	46ホの一部
美作市	美作町	49	イ	49イ
美作市	美作町	49	ハ	49ハ
美作市	美作町	49	ロ	49ロ
美作市	美作町	52	ニ	52ニの一部
美作市	美作町	52	ハ	52ハの一部
美作市	美作町	52	ホ	52ホの一部
美作市	美作町	52	ロ	52ロ
美作市	美作町	53	イ	53イ
美作市	美作町	62	ニ	62ニ
美作市	美作町	62	ハ	62ハ
美作市	美作町	62	ホ	62ホ
美作市	美作町	62	ロ	62ロの一部
美作市	美作町	63	イ	63イの一部
美作市	美作町	63	ニ	63ニ
美作市	美作町	63	ロ	63ロ

市町村	旧市町村	林班	小班	林小班
美作市	美作町	64	イ	64イ
美作市	美作町	66	イ	66イ
美作市	美作町	66	ロ	66ロ
美作市	美作町	67	ニ	67ニ
美作市	美作町	67	ハ	67ハ
美作市	美作町	69	イ	69イ
美作市	美作町	70	ハ	70ハ
美作市	美作町	70	ホ	70ホ
美作市	美作町	70	ロ	70ロ
美作市	美作町	71	イ	71イ
美作市	美作町	72	ハ	72ハ
美作市	美作町	78	へ	78へ
美作市	美作町	79	ハ	79ハ
美作市	美作町	79	ロ	79ロ
美作市	美作町	81	イ	81イ
美作市	美作町	81	ハ	81ハ
美作市	美作町	81	ロ	81ロの一部
美作市	作東町	11	オ	11オ
美作市	作東町	11	ト	11トの一部
美作市	作東町	11	ニ	11ニ
美作市	作東町	11	ヌ	11ヌの一部
美作市	作東町	11	ハ	11ハ
美作市	作東町	11	へ	11への一部
美作市	作東町	11	ホ	11ホ
美作市	作東町	11	ル	11ルの一部
美作市	作東町	11	ワ	11ワ
美作市	作東町	12	ニ	12ニの一部
美作市	作東町	12	ハ	12ハ
美作市	作東町	12	ホ	12ホの一部
美作市	作東町	32	ト	32ト
美作市	作東町	32	ニ	32ニ
美作市	作東町	32	ハ	32ハ
美作市	作東町	32	へ	32へ
美作市	作東町	32	ホ	32ホの一部
美作市	作東町	46	ホ	46ホ
美作市	作東町	47	ニ	47ニ
美作市	作東町	47	ハ	47ハ
美作市	作東町	48	ト	48ト
美作市	作東町	48	へ	48へ
美作市	作東町	48	ホ	48ホ
美作市	作東町	80	チ	80チ
美作市	作東町	80	ト	80ト
美作市	作東町	80	へ	80への一部
美作市	作東町	80	ホ	80ホ
美作市	作東町	92	ニ	92ニ
美作市	作東町	92	ハ	92ハ
美作市	作東町	149	チ	149チ
美作市	作東町	149	リ	149リ
美作市	作東町	153	イ	153イ
美作市	作東町	153	ロ	153ロ
美作市	作東町	156	イ	156イ
美作市	作東町	156	ニ	156ニ

市町村	旧市町村	林班	小班	林小班
美作市	作東町	156	ホ	156ホ
美作市	作東町	156	ロ	156ロ
美作市	作東町	159	ニ	159ニ
美作市	作東町	159	ハ	159ハ
美作市	作東町	159	ホ	159ホ
美作市	作東町	160	リ	160リ
美作市	英田町	1	ロ	1ロ
美作市	英田町	3	イ	3イ
美作市	英田町	5	へ	5へ
美作市	英田町	8	ニ	8ニ
美作市	英田町	8	ハ	8ハ
美作市	英田町	8	へ	8へ
美作市	英田町	8	ホ	8ホ
美作市	英田町	8	ロ	8ロ
美作市	英田町	11	イ	11イ
美作市	英田町	17	ニ	17ニ
美作市	英田町	17	ハ	17ハ
美作市	英田町	18	イ	18イ
美作市	英田町	18	ホ	18ホ
美作市	英田町	20	イ	20イ
美作市	英田町	20	ハ	20ハ
美作市	英田町	20	ロ	20ロ
美作市	英田町	21	ニ	21ニ
美作市	英田町	22	ニ	22ニの一部
美作市	英田町	26	チ	26チの一部
美作市	英田町	26	ト	26トの一部
美作市	英田町	26	へ	26へ
美作市	英田町	26	ホ	26ホ
美作市	英田町	27	イ	27イの一部
美作市	英田町	27	ロ	27ロ
美作市	英田町	29	ト	29トの一部
美作市	英田町	29	ニ	29ニの一部
美作市	英田町	29	ハ	29ハ
美作市	英田町	29	へ	29への一部
美作市	英田町	29	ホ	29ホの一部
美作市	英田町	29	ロ	29ロ
美作市	英田町	30	イ	30イ
美作市	英田町	30	ニ	30ニ
美作市	英田町	30	ハ	30ハ
美作市	英田町	30	ロ	30ロ
美作市	英田町	31	チ	31チの一部
美作市	英田町	31	又	31又
美作市	英田町	31	リ	31リ
美作市	英田町	32	イ	32イ
美作市	英田町	32	ハ	32ハ
美作市	英田町	34	チ	34チ
美作市	英田町	34	ト	34ト
美作市	英田町	34	ニ	34ニ
美作市	英田町	34	ハ	34ハの一部
美作市	英田町	34	へ	34へ
美作市	英田町	34	リ	34リ
美作市	英田町	35	イ	35イ

市町村	旧市町村	林班	小班	林小班
美作市	英田町	35	チ	35チ
美作市	英田町	35	ト	35ト
美作市	英田町	35	ホ	35ホ
美作市	英田町	35	リ	35リ
美作市	英田町	35	ロ	35ロの一部
美作市	英田町	36	イ	36イ
美作市	英田町	36	チ	36チ
美作市	英田町	36	ト	36トの一部
美作市	英田町	36	ニ	36ニ
美作市	英田町	36	へ	36へ
美作市	英田町	36	ホ	36ホ
美作市	英田町	36	リ	36リ
美作市	英田町	37	イ	37イの一部
美作市	英田町	38	イ	38イ
美作市	英田町	38	ハ	38ハの一部
美作市	英田町	38	へ	38へ
美作市	英田町	38	ホ	38ホ
美作市	英田町	38	ロ	38ロの一部
美作市	英田町	40	ニ	40ニの一部
美作市	英田町	40	へ	40への一部
美作市	英田町	40	ホ	40ホ
美作市	英田町	41	イ	41イ
美作市	英田町	41	ト	41ト
美作市	英田町	41	ニ	41ニ
美作市	英田町	41	ハ	41ハの一部
美作市	英田町	41	へ	41へ
美作市	英田町	41	ロ	41ロの一部
美作市	英田町	42	ト	42トの一部
美作市	英田町	42	へ	42への一部
美作市	英田町	42	ホ	42ホ
美作市	英田町	50	ニ	50ニ
美作市	英田町	51	ト	51ト
美作市	英田町	51	ニ	51ニ
美作市	英田町	51	ハ	51ハ
美作市	英田町	51	へ	51へ
美作市	英田町	52	ニ	52ニ
美作市	英田町	52	ホ	52ホの一部
美作市	英田町	52	ロ	52ロ
美作市	英田町	53	イ	53イ
美作市	英田町	54	ニ	54ニ
美作市	英田町	54	ハ	54ハ
美作市	英田町	54	ロ	54ロ
美作市	英田町	55	イ	55イ
美作市	英田町	57	ハ	57ハの一部
美作市	英田町	57	ロ	57ロ
美作市	英田町	58	ロ	58ロ
美作市	英田町	59	イ	59イの一部
美作市	英田町	67	ハ	67ハ
美作市	英田町	67	ロ	67ロ
美作市	英田町	72	ハ	72ハ
美作市	英田町	73	ニ	73ニの一部
美作市	英田町	73	ホ	73ホの一部

市町村	旧市町村	林班	小班	林小班
美作市	英田町	75	イ	75イの一部
美作市	英田町	75	ロ	75ロ
美作市	英田町	80	ハ	80ハ
美作市	英田町	80	ホ	80ホ
美作市	英田町	81	ハ	81ハ
美作市	英田町	81	ロ	81ロの一部
美作市	英田町	84	イ	84イ
美作市	英田町	84	ロ	84ロ
美作市	英田町	89	ニ	89ニの一部
美作市	英田町	89	ハ	89ハ
美作市	英田町	89	ホ	89ホ
美作市	英田町	91	ハ	91ハの一部
美作市	英田町	91	ロ	91ロの一部
美作市	英田町	92	ハ	92ハの一部
美作市	英田町	93	イ	93イの一部
美作市	英田町	93	ハ	93ハの一部
美作市	英田町	93	ロ	93ロ
美作市	英田町	94	イ	94イの一部
美作市	英田町	94	ハ	94ハの一部
美作市	英田町	94	ロ	94ロ
美作市	英田町	96	イ	96イ
美作市	英田町	96	ニ	96ニ
美作市	英田町	96	ホ	96ホの一部
美作市	英田町	96	ロ	96ロ
美作市	英田町	97	イ	97イ
美作市	英田町	97	ロ	97ロ

別紙2 森林施業共同化重点実施地区の設定計画

地区の名称	地区の所在	区域面積(ha)
勝田団地	勝田地域 1～124林班	6,519.14
大原団地	大原地域 1～81林班	4,103.08
東栗倉団地	東栗倉地域 1～45林班	2,382.52
美作団地	美作地域 1～108林班	5,621.78
作東団地	作東地域 1～164林班	7,930.52
英田団地	英田地域 1～103林班	5,198.30
計		31,755.34

別紙3 第16表 基幹路網の開設・拡張に関する計画

開設拡張別	種類	区分	位置 (字、林班等)	路線名	延長(m)	利用区域 面積(ha)	前半5カ年 の計画箇所	対図番号	備考
開設	自動車道・新設	林道	旧東栗倉村	竹の頭ダルガ 峰みはらし	1,150	40	○	1	
開設	自動車道・新設	林道	旧英田町	真木山	500	352	○	2	
開設計	新設			2路線	1,650				

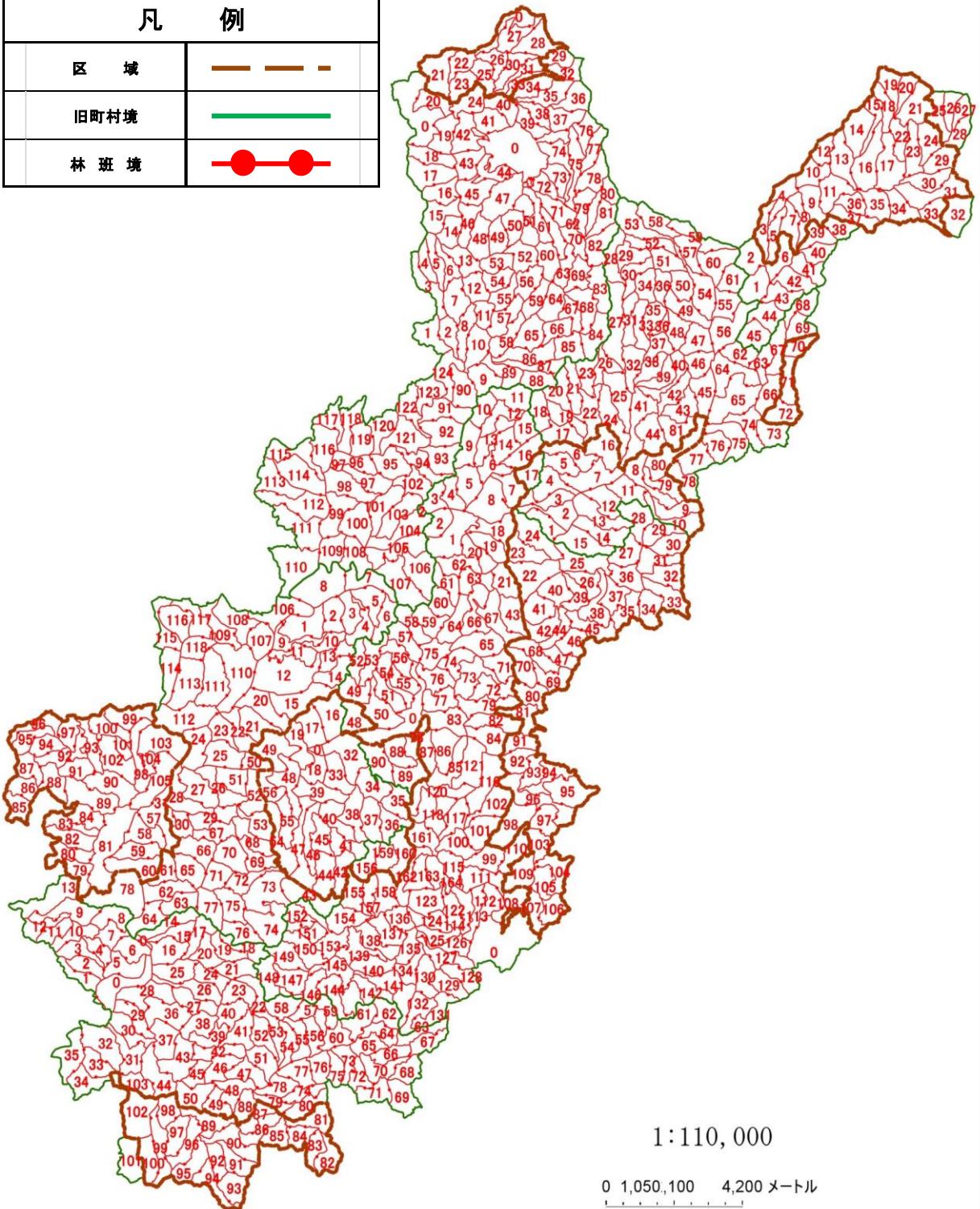
開設拡張別	種類	区分	位置 (字、林班等)	路線名	箇所数	利用区域 面積(ha)	前半5カ年 の計画箇所	対図番号	備考
拡張	自動車道・改良	林道	旧勝田町	大井谷	12	113	○	3	路肩改良
拡張	自動車道・改良	林道	旧大原町	根角	6	96	○	4	路肩改良
拡張	自動車道・改良	林道	旧大原町	黒谷	9	311	○	5	法面改良
拡張	自動車道・改良	林道	旧英田町	真木山	2	352	○	2	路肩改良
拡張計	改良			4路線	29				

開設拡張別	種類	区分	位置 (字、林班等)	路線名	延長	利用区域 面積(ha)	前半5カ年 の計画箇所	対図番号	備考
拡張	自動車道・舗装	林道	旧英田町	真木山	500	352	○	2	
拡張計	舗装			1路線	500				

鳥獣害防止森林区域図

凡 例

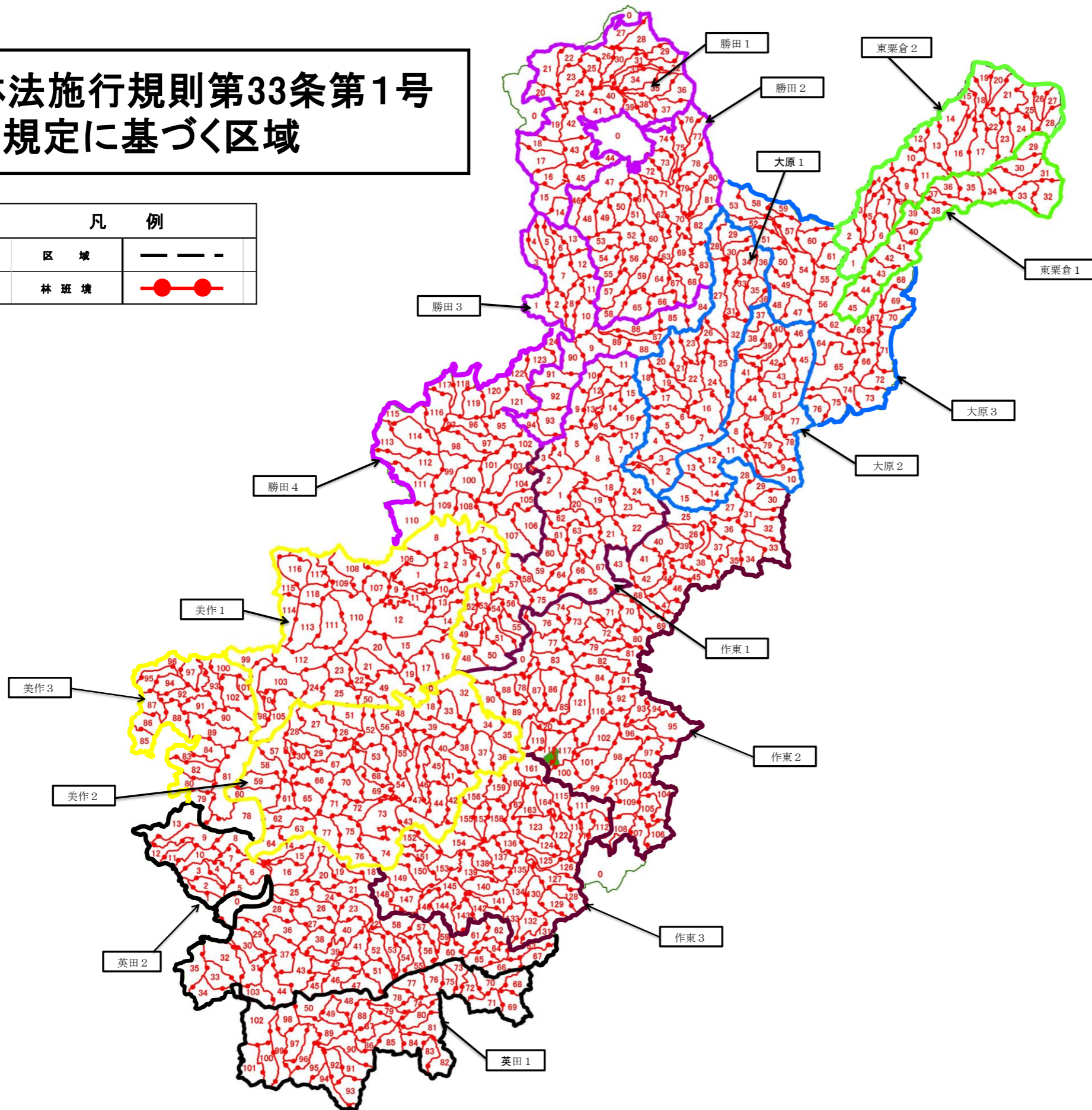
区 域	———
旧町村境	———
林 班 境	●——●



美作市

森林法施行規則第33条第1号 の規定に基づく区域

凡 例	
区 域	— — — —
林 班 境	● — ●



	対象林班
美作 1	旧美作 1~17、19~25、49~50、98~99、103~118
美作 2	旧美作 18、26~48、51~77
美作 3	旧美作 78~97、100~102
勝田 1	旧勝田町 14~45
勝田 2	旧勝田 46~83
勝田 3	旧勝田 1~13、84~94
勝田 4	旧勝田 95~124
作東 1	旧作東 1~24、48~67、75
作東 2	旧作東 25~47、68~74、76~110、116~121
作東 3	旧作東 111~115、122~164
大原 1	旧大原 1~7、16~36
大原 2	旧大原 8~15、37~46、77~81
大原 3	旧大原 47~76、
英田 1	旧英田 48~50、68~102
英田 2	旧英田 1~47、51~67、103
東栗倉 1	旧東栗倉 29~45
東栗倉 2	旧東栗倉 1~28

美しい里山公園区域図

